

洲本市CATV施設の使用再開届

洲本市/株式会社 淡路島テレビジョン 様

私は、CATV施設の使用を再開したいので、洲本市CATV施設のテレビ等施設の管理に関する規則第6条第1項の規定により、再開届を提出します。

加入者ID: _____

CATV契約者

住 所 _____

氏 名 _____ (印)

電話番号 _____



《設置場所が上記と異なる場合のみ以下の住所欄にご記入下さい。》

住 所 洲本市 _____

電話番号 _____

再開希望年月日 平成 年 月 日

手数料の入金が確認でき次第、再開作業をします。
なお、再開作業は日数を頂く場合がありますので、あらかじめご了承下さい。

※ 借家で、入居者から使用料金をいただく場合は、
【再開届 入居者の契約書 手数料の入金】の3点全てが確認でき次第、再開作業をします。

※ 使用を休止又は再開する場合、届の提出が必要で、条例第 18 条の2の規定に基づき休止手数料、再開手数料の納付(それぞれ3千円)が必要です。

ただし、新築等により引込工事を伴う再開は、引込工事分担金(3万円)を適用します。

再開日よりCATV施設の使用料の請求を再開します。

以下は記入しないでください。

X -

引込必要

(伺い)

上記の届出内容を承認してよろしいか。
(承認しない理由: _____)

処理欄	()承認する 平成 年 月分から課金する
	()却下する

手数料入金確認欄	
確認者	
年 月 日	

淡路島テレビジョン			
平成 年 月 日			
決 裁	部 長	係 長	係

洲 本 市				
平成 年 月 日				
供 覧	課 長	課長補佐	係 長	係